



2022年6月23日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒木 哲也
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 管理部 部長 寺本 直樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2022年5月11日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算訂正の概要に関するお知らせ」にて開示のとおり、同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する8,425万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社は、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について速やかに検討し、決定次第改めてお知らせをいたします。

株主の皆様をはじめ、関係者各位には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書

第12期(自2018年1月1日至2018年12月31日)有価証券報告書

第13期(自2019年1月1日至2019年12月31日)有価証券報告書

第14期(自2020年1月1日至2020年12月31日)有価証券報告書

(2) 四半期報告書

第12期 第1四半期(自2018年1月1日至2018年3月31日)四半期報告書

第12期 第2四半期(自2018年4月1日至2018年6月30日)四半期報告書

第12期 第3四半期(自2018年7月1日至2018年9月30日)四半期報告書

第13期 第1四半期(自2019年1月1日至2019年3月31日)四半期報告書

第13期 第2四半期(自2019年4月1日至2019年6月30日)四半期報告書

第13期 第3四半期(自2019年7月1日至2019年9月30日)四半期報告書

第14期 第1四半期(自2020年1月1日至2020年3月31日)四半期報告書

第14期 第2四半期（自2020年4月1日至2020年6月30日）四半期報告書
第14期 第3四半期（自2020年7月1日至2020年9月30日）四半期報告書
第15期 第2四半期（自2021年4月1日至2021年6月30日）四半期報告書
第15期 第3四半期（自2021年7月1日至2021年9月30日）四半期報告書

（3）訂正有価証券報告書

第12期（自2018年1月1日至2018年12月31日）訂正有価証券報告書
第13期（自2019年1月1日至2019年12月31日）訂正有価証券報告書
第14期（自2020年1月1日至2020年12月31日）訂正有価証券報告書

（4）訂正四半期報告書

第12期 第2四半期（自2018年4月1日至2018年6月30日）訂正四半期報告書
第12期 第3四半期（自2018年7月1日至2018年9月30日）訂正四半期報告書
第14期 第1四半期（自2020年1月1日至2020年3月31日）訂正四半期報告書
第14期 第2四半期（自2020年4月1日至2020年6月30日）訂正四半期報告書
第14期 第3四半期（自2020年7月1日至2020年9月30日）訂正四半期報告書

（5）有価証券届出書

2020年6月18日提出 有価証券届出書
2021年12月14日提出 有価証券届出書

2. 今後の見通し

当社は、2021年12月期決算において、過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成支援費用、訂正監査費用の支払及び法令・開示規則・契約違反に伴う損失の発生に備えるため「訂正関連損失引当金」を計上しており、本件勧告の課徴金額についても一定額の引当をしておりました。

今後、当社監査法人とも協議のうえ、「訂正関連損失引当金」にて見込んでいた金額と実際の金額について重要な乖離が生じたと認識した場合には、その内容ならびに今後の業績への影響について速やかに開示いたします。

以上